

政治家との付き合い

森友・加計問題が大きな話題となり、安倍首相も企業側も大きなダメージを受けている。(程度の差は大きい)私どもにも政治家との付き合いはある。保守系の議員さん、首長さんとはそれなりの接触がある。革新系の方とも少しはある。「付かず離れず」の距離感には特に気を付けている。



(竹内)

事業承継税制が非常に使いやすく、 有利に改正されました！！

事業承継税制とは、非上場株式等の贈与および相続等の際に納税猶予を受けることができる制度です。平成30年度税制改正により、現行の規定に加え、平成30年4月1日から同35年3月31日の間に「特例承継計画」を作成し、同39年12月31日までに事業承継を行った場合には以下①～⑤の特例が適用できるようになりました(現行制度との選択適用)。

① 対象株式及び猶予税額の大幅な拡大

| 現行 | 特例 |
|-----------------|----------------|
| 発行済議決権付株式の3分の2 | 発行済議決権付株式の100% |
| 相続税(贈与税)の80%を猶予 | 相続税(贈与税)の全額を猶予 |

② 対象者の拡充

| 現行 | 特例 |
|---------------------------|------------------------------|
| 先代経営者から贈与された株式のみが、納税猶予の対象 | 先代経営者以外の人から贈与を受けた株式も納税猶予の対象に |

また、現行制度では後継者が1人に限定されていますが、今回の改正により、以下の要件を満たす最大3人まで納税猶予が適用できるようになります。

- 保有する議決権が、全株主中上位3名以内の者である
- 総議決権の10%以上を保有している

③ 雇用確保要件の撤廃

| 現行 | 特例 |
|---|--|
| 雇用確保要件を満たさなくなった場合、納税猶予は打ち切られる → 直ちに猶予税額+利子税を納付 | 雇用確保要件を満たさなくても、正当な理由を記載した書類を提出すれば、納税猶予は継続される |

④ 株式の譲渡、合併による会社の消滅、解散で猶予税額の一部が免除

一定の経営環境の変化が起きたことを理由に会社を売却(譲渡、合併)、廃業する場合には、売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額が免除されます。

⑤ 後継者が第三者の場合も、相続時精算課税の適用が可能に

相続時精算課税は、原則として直系卑属への贈与のみが対象です。

しかし、今回の改正により、事業承継税制を適用する場合に限り、後継者が贈与者の推定相続人でなくても、贈与者が60歳以上であれば、相続時精算課税の適用を受けることが可能になります。

(大寺)

労働保険の年度更新のお知らせ

労働保険の年度更新の時期が参りました。
労働保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を保険年度として計算します。

平成30年度年度更新

平成29年度の**確定**保険料の申告・納付
平成30年度の**概算**保険料の申告・納付

申告・納付手続き

「労働保険概算・確定保険料申告書」が労働局より送付されます。
平成30年6月1日から平成30年7月10日まで

なお、当事務組合(徳島県労務能率協会)に加入していただいている事業主様においては、当事務組合が労働保険料の申告・納付の事務を事業主様に代わって行います。

ご注意ください!!

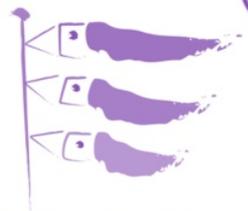
65歳以上の方も雇用保険の適用の対象です。

今年度65歳になる方(昭和29年4月1日以前生まれ)は平成30年4月分より雇用保険料が免除となります。

※保険料免除は平成31年度分までです。

なお、平成30年度の雇用保険料率は平成29年度から変更ありません。

(船田)



◆◆◇ 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準②

企業会計原則② 一般原則 ◇◆◇

会計制度

先月から、我が国における「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」である企業会計原則について概要を解説いたしました。今回は、企業会計原則の内容から、一般原則を解説いたします。

一般原則は、企業会計における基本的な考え方を示したもので、会計処理は一般原則の考えに従って処理されるべきと言えます。そのような意味では、会計における憲法のようなものと考えていただくとう理解しやすいと思います。

企業会計原則において、一般原則として以下の7つが挙げられています。

- ① 真実性の原則…会計は真実な報告を提供する
- ② 正規の簿記の原則…証憑に基づいて、網羅的に複式簿記を実施する
- ③ 資本取引・損益取引区分の原則…利益の増減取引と資本の増減取引を明確に分ける
- ④ 明瞭性の原則…分かりやすく報告する
- ⑤ 継続性の原則…一度方針を決めたらやり続ける
- ⑥ 保守主義の原則…会社にとって不利なことは早めに報告する
- ⑦ 単一性の原則…報告の基礎となる帳簿は一つだけにする



なお、上記の原則のうち、真実性の原則は他の6つより上位の原則であり、企業会計を考えるうえで最も重要視されるものです。

(孝志洋)

◆◆◇ カード保険とは ◇◆◇

リスマネ委員会

今、お持ちのクレジットカードに保険がついていることは、ご存知でしょうか？
カード保険は、「付帯保険」と呼ばれる保険がついています。基本的な内容をご紹介します。

<盗難・紛失保険>

クレジットカードの紛失等で他人に不正利用された場合、被害額を補償する保険。

<旅行傷害保険>

旅行中のケガによる死亡や入院などを保障する保険。



海外旅行保険は、基本的に付帯しているため、万一の補償を受けることができますが、国内旅行保険は、付帯していない場合があります。また、旅行費用などをクレジットカードで支払うことを条件とする「利用付帯」と、クレジットカード利用に関わらず適用される「自動付帯」があります。

<ショッピング保険>

クレジットカードで購入した商品が、破損・盗難にあった場合、補償期間内であれば、商品代金を補償する保険。

カード会社によって、付帯する保険内容や適用条件、保険の種類などが異なりますので、お持ちのカード保険の付帯内容を確認してください。クレジットカードに、無料で付いている保険を上手に活用することで、保険の重複加入を防ぎ保険料の節約に繋がります。また、万一の時に、保険請求が可能となります。

(さくらビジネス)

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届
旧国民年金(障害・母子・準母子・遺児・寡婦)受給権者現況届
労災年金受給者(1月～6月誕生日の者)定期報告(労働基準監督署)
※ 児童福祉週間(5日～11日)

◆◆◇ 広大地評価の改正について ◇◆◇

資産税係

相続税及び贈与税における土地の評価で、「その地域における標準的な宅地の地積に比して著しく地積が広大な宅地」については、開発行為の負担を考慮し、一定要件の下、「広大地」として相続税評価額が減額されてきましたが、改正により、「広大地」は「地積規模の大きな宅地」と改められ、下記のとおり、地積や所在地域の容積率等の具体的基準による評価となります。

1. 地積規模の大きな宅地の適用要件

- (1)地積が500平方メートル(三大都市圏以外は1000平方メートル)以上の宅地
- (2)普通商業・併用住宅地区及び普通住宅地区として定められた地域に所在
- (3)次のA～Cのいずれにも該当しない
 - A. 市街化調整区域(都市計画法に規定する開発行為を行うことができる区域を除く)に所在
 - B. 都市計画法に規定する工業専用地域に所在
 - C. 容積率が400%(東京都の特別区においては300%)以上の地域に所在

※1 形状・奥行を考慮した補正率
※2 地積を考慮した補正率

2. 改正後の評価方法

広大地の相続税評価額 = 路線価 × 地積 × 補正率 (※1) × 規模格差補正率 (※2)

3. 適用時期

平成30年1月1日以後の相続等により取得する財産について適用されます。

4. 改正後の留意点

- (1)改正後の評価額が高くなる傾向にあります。
- (2)地積が大きければ大きいほど、上昇率も高くなる傾向があります。
※1,000㎡で19%、5,000㎡で25%、改正前より評価額が上昇するという試算データもあります。
- (3)従来は広大地評価が適用できなかった宅地(マンション適地や開発道路負担がない土地など)も、改正後の要件を満たせば、評価減が適用できます。

広大な土地をお持ちの方は、相続税試算の見直し・ご遺言の見直しをおすすめします。

(坂田)



◆◆◇ 医業等を営む方の個人事業税～後編～ ◆◆◇

医療係

前月号で紹介したように、個人事業税の計算にあたり、所得金額等から「社会保険診療分の所得金額」は除いて税額計算をします。

<収入按分の方法>

通常、原価や経費について、社会保険診療にかかるものか自由診療等にかかるものか区分することが困難であるため、収入按分の方法によって社会保険診療にかかる経費等を算定します。

<使用する按分率(%)> (%の小数点2位以下切り捨て)

按分A【原価】

$$\frac{\text{自由診療等収入}}{\text{社会保険診療収入} + \text{自由診療等収入}}$$

按分率B【経費】

$$\frac{\text{自由診療等収入} + \text{雑収入}}{\text{社会保険診療収入} + \text{自由診療等収入} + \text{雑収入}}$$

*「自由診療等収入」とは、医療行為に係る収入金額から社会保険診療収入を除いた収入です。

<社会保険診療分の所得金額の算定方法>

- ① 租税特別措置法第26条の適用を受けている方
社会保険診療収入 - (社会保険診療収入 × 経費率)
= 社会保険診療分の所得

| 社会保険診療収入 | 経費率 |
|-----------------------|------|
| 2,500万円以下の金額 | 0.72 |
| 2,500万円超 3,000万円以下の金額 | 0.70 |
| 3,000万円超 4,000万円以下の金額 | 0.62 |
| 4,000万円超 5,000万円以下の金額 | 0.57 |

- ② 租税特別措置法第26条の適用を受けていない方
社会保険診療収入 - {(原価 × (100 - A)%) + ((必要経費 - 事業税額) × (100 - B)%) }
= 社会保険診療分の所得

所得税の事業専従者給与控除額(自由診療分)・事業税の事業専従者給与控除額の算定方法
事業専従者給与控除額 × 按分率B
事業用資産の譲渡損失額(自由診療分)の算定方法
事業用資産の譲渡損失額 × 按分率A

(後藤)

◆◆◇ 経営審査受付開始 ◇◆◆

平成30年度経営審査の審査日予約の受付が5月7日(月)から開始されます。
12月決算までの日程は以下のとおりです。

| 決算月 | 予約受付期限 | 審査予定日 | 前期決算の経審有効期限 |
|----------|------------|-----------|-------------|
| 平成29年10月 | 平成30年5月14日 | 平成30年5月下旬 | 平成30年5月 |
| 平成29年11月 | 平成30年5月21日 | 平成30年5月下旬 | 平成30年6月 |
| 平成29年12月 | 平成30年5月25日 | 平成30年6月上旬 | 平成30年7月 |

なお、徳島県の入札参加資格申請については、平成31年1月に定期受付を実施するため、格付けに係る下記の書類については、今年度の経営審査の際に提出することになりますのでご注意ください。

- ① 格付けに係るCPD取り組み状況調
- ② 経営基盤強化あるいは新分野進出状況に関する取組申告書

(岸上)

5月の税務

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 特別農業所得者の承認申請 申請期限…5月15日 2 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知 (1)通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知 (2)通知期限…5月31日 3 自動車税の納付 (1)賦課期日…4月1日 (2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日 4 鉦区税の納付 (1)賦課期日…4月1日 (2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日 5 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限…5月10日 6 3月決算法人の確定申告く法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・ (法人事業所税)・法人住民税く 申告期限…5月31日 | <ol style="list-style-type: none"> 7 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告く消費税・地方消費税く 申告期限…5月31日 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告く消費税・地方消費税く 申告期限…5月31日 9 9月決算法人の中間申告く法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・ 法人住民税く(半期分) 申告期限…5月31日 10 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告く消費税・地方消費税く 申告期限…5月31日 11 消費税の年税額が4800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分)く消費税・地方消費税く 申告期限…5月31日 12 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付 納期限…5月31日 |
|---|---|

広告コーナー

まだまだ、広告募集中です！！

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。万一、損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。

迫る 白アリ被害!



創業以来、お客様の

大切な住まいを守り続けてきました。

徳島全域すぐ対応いたします。
お気軽にご相談、ご連絡ください。 **見積無料**

春から夏にかけては、シロアリの羽アリが数多く飛び舞うシーズンです。シロアリは土の中を移動し、見えない床下に潜んでいるので知らないうちに大切なお住まいが被害に遭われているかもしれません！シロアリ撲滅のカギは何と言っても早期発見・早期駆除。ご自宅の気になるところがありましたら、お気軽にご相談ください。

創業30年 確かな技術と誠実な社員が評判です。

大塚シロアリ研究所

本店：徳島市国府町東高輪 375-3 ☎ (088) 643-0666

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

.....

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181